

千葉県蘇我地区メガソーラー設置運営事業
企画提案募集要項

平成24年11月

千葉県環境局

目 次

1	事業の目的	1
2	事業の概要	1
3	事業実施に係る条件等	2
4	スケジュール	4
5	質問及び回答	4
6	企画提案書の提出	4
7	企画提案書の提出条件等	5
8	事業者の決定方法等	6
9	その他	7

<別添1> 蘇我地区廃棄物最終処分場 平面図

<別添2> 市が実施した地盤調査結果（平成24年10月）

<別添3> 市が実施した発生ガス調査結果（平成21年9月）

千葉市蘇我地区メガソーラー設置運営事業 企画提案募集要項

1 事業の目的

市では、本年3月に策定した千葉市地球温暖化対策実行計画において、温室効果ガスの削減を図る観点から、再生可能エネルギーの導入推進に取り組むこととしている。

このことを踏まえ、再生可能エネルギーの大幅な導入が見込める広い面積を持った市有地を活用し、本市の地域的条件に照らして有効なエネルギー源である太陽光を利用した発電事業を実施することにより、市域における再生可能エネルギーの導入推進を図る。

この要項は、大規模太陽光発電所（メガソーラー）の設置運営事業を行う事業者をプロポーザル（企画提案方式）により募集・決定することを目的としたものである。

2 事業の概要

(1) 事業の名称

蘇我地区メガソーラー設置運営事業

(2) 事業の場所

- ア 名称 蘇我地区廃棄物最終処分場（敷地面積：約170,000 m²）
イ 所在地 千葉市中央区蘇我町2-1380

蘇我地区廃棄物最終処分場 位置図



(3) 事業の規模

事業の用に供する土地（以下「用地」という。）に、高圧連系可能な出力1 MW以上の太陽光発電設備を設置する。

用地の貸付面積は、約30,000 m²とする（詳細は下記3（2）ア参照）。

<参考> 別添1 蘇我地区廃棄物最終処分場 平面図

(4) 事業の範囲

実施する事業の範囲は、以下の事項とする。

- ア 市

- ・用地の貸付け
- ・普及啓発
- イ 設置運営事業者
 - ・企画、資金調達
 - ・施設の設計、建設、管理運営、撤去（事業終了後）
 - ・発電電力の売電
 - ・発電状況の表示
 - ・普及啓発への協力
 - ・地域活性化等への貢献

(5) 事業の期間

事業期間は、事業に係る協定（下記9（4）参照）の締結時から用地の使用貸借契約期間終了時までの概ね22年間とする。

また、発電事業は、平成26年1月から開始することを想定している。

3 事業実施に係る条件等

(1) 技術的条件

ア 用地は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき市が管理する廃棄物最終処分場であり（平成6年埋立終了）、沈下のおそれがある。市は、沈下の対応、発生ガス、風・塩害、鳥類等（その他の生物等を含む。）による害、天災等による影響等、事業期間中の用地の使用に関する一切の責任を負わない。

<参考> 別添2 市が実施した地盤調査結果（平成24年10月）

※本調査は、用地における太陽光発電設備の増加荷重を2 kN/m²と想定して実施した。

<参考> 別添3 市が実施した発生ガス調査結果（平成21年9月）

イ 用地は、廃棄物処理施設管理区域内であるため、事業の実施に当たっては、市（施設管理者）と随時協議するとともに、市が実施する廃棄物最終処分場及び排水処理施設の維持管理に支障を来さないようにすること。

ウ 用地の覆土厚は、現況の1 m以上を確保すること。

エ 現状の土の移動及び埋戻し並びに現状地盤の掘削は認めない。ただし、A.P. +4.5mまでの盛土は可能である。

オ 杭基礎の設置は不可とする。

カ 建築基準法に規定する建築物及び工作物（平成23年国土交通省告示第1002号に規定する工作物は除く。）の設置は認めない。

キ 用地における太陽光発電設備に係る上載荷重（盛土による荷重を除く。）は、蘇我処分場構造物構造設計計算書（昭和53年12月）に記載されている5 kN/m²以下とすること。

ク 用地では、爆発限界（5%）を超えるメタンガスが検出されている観測孔があるため、施設の設置に当たっては、ガスが滞留しないような措置を講ずるとともに、施工時にはガスの簡易測定を行うなど作業環境に十分注意し、事故の防止に万全を期すること。

ケ 観測孔の周囲に、観測孔を中心とした1 m四方程度の空きスペースを設けるとともに、観測孔の点検のための通路を確保すること。

コ 現状の観測孔の移設を原則として行わないこと。

サ 現況の雨水の排水機能を妨げないこと。

シ 市職員及び維持管理委託業者等が維持管理上の目的で用地内に立ち入ることがあるため、感電

防止等の安全対策を講ずること。

ス 工事中の騒音、振動、粉じん及び汚水等により周辺地域の環境に影響を及ぼさないこと。

セ 用地内において、浸出水の処理に影響を与える機材、除草剤、薬品等は使用しないこと。

ソ 用地内は、適宜除草し、清潔を保つこと。なお、除草した草木は事業者の責任において処分すること。

タ 機材の搬入時等における連絡橋の利用に当たっては、橋の強度を検査するなど十分留意すること。

チ 本事業において実施する施設の設置、維持管理、撤去工事等により廃棄物最終処分場及び排水処理施設並びに連絡橋等に損害が生じた場合は、事業者の責任と負担において速やかに原状回復すること。

(2) 用地の貸付等

ア 用地の貸付面積は、敷地東側境界線から西側へ200 mの位置に同境界線と平行に引いた線から東側の区域（約60,000 m²）のうちの約30,000 m²とするが、25,000～35,000 m²の範囲とする。詳細な区画と面積は、市と協議した上、事業者による現況測量の結果により確定するものとする。

また、確定した用地の周囲には、高さ2 m程度のフェンスを設けること。

<参考> 別添1 蘇我地区廃棄物最終処分場 平面図

イ 用地は現状のまま貸付けを行う。草木等の除草や伐採及びその処分、整地等に係る費用は、事業者において負担すること。

ウ 事業終了後は、用地に設置した施設を撤去するとともに、用地を原状回復すること。

エ 用地の貸付けは、事業者による現況測量により面積が確定し次第、速やかに、土地の使用貸借契約を締結して行うものとする。また、貸付期間には、事業終了に伴う事業者による用地の原状回復期間を含む。

※用地の利用に関し、市による関係機関との手続きが発生した場合は、用地の使用貸借契約の締結まで日数を要する場合がある。

オ 用地の貸付は、無償とする。

(3) その他の条件

ア 本事業における電力の系統連系は、事業者の責任と負担において実施すること。なお、本募集について、電力会社は関与していない。

イ 電気事業法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法等の関係法令を遵守すること。

ウ 発電状況の表示板を設置すること。なお、この設置及び維持管理に係る費用は事業者の負担とする。

エ 市が実施する普及啓発に協力すること。

オ 地域活性化等に貢献すること。

カ 売電開始後、発電電力量の実績を毎年度、市に報告すること。その他、市が発電電力量の実績の報告を求めたときは、これに応じること。なお、発電電力量は、公表する場合がある。

キ 設置工事・維持管理業務等については、市内業者への発注に努めること。

ク 本事業に必要な関係法令等に基づく申請等の諸手続きは、事業者の責任において行うこと。

ケ 事業期間中、用地内で事故等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。このとき、当該事故等の内容を公表する場合がある。

コ 事業の進捗状況（事業計画、関係法令申請状況及び施工状況等）について、適宜市に報告すること。

サ 事業者が設置した設備等に賦課される租税公課は、事業者において負担すること。

シ 事業実施に当たり、市からの補助金等の交付はない。

ス 本事業の実施に関し、市による関係機関との手続きが発生した場合において、その手続きが整わない場合は、事業を延期又は中止するものとする。なお、市は、事業の延期又は中止に伴う事業者の損害を賠償しない。

4 スケジュール

設置運営事業者の決定のスケジュールは、下表のとおり予定している。ただし、書類等の交付や受付等については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に基づく祝日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとする。

表 事業者決定のスケジュール（予定）

日程（予定）	内容
平成24年11月30日（金）	企画提案募集要項の公表
12月3日（月）～12月6日（木）	事業に関する質問の受付（様式2）
12月10日（月）	事業に関する質問回答の公表
12月13日（木）～12月14日（金）	企画提案書の受付（様式3～7）
12月下旬	事業者によるプレゼンテーション
12月下旬	事業者の決定、審査結果の通知・公表
平成25年 1月上旬	協定の締結
1月上旬	事業着手
平成26年 1月から	発電事業開始

5 質問及び回答

募集要項の内容について、次のとおり質問受付を行う。

- (1) 提出書類 質問書（様式2）
- (2) 受付期間 平成24年12月3日（月）から平成24年12月6日（木）まで
- (3) 提出方法 電子メールによる
※件名を「メガソーラー事業に関する質問（企業名）」とすること。また、到達確認の電話をすること。
- (4) 提出先 千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室
電子メールアドレス kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp
電話 043-245-5199
- (5) 質問及び回答の公表

平成24年12月10日（月）までに、下記ホームページにおいて、事業者名等を除き、質問及び回答を公表する。ホームページへの掲載以外での質問に対する回答は行わない。

ホームページ：

http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/ondanka/soga_megasolar.html

6 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 平成24年12月13日（木）から平成24年12月14日（金）まで
- (2) 提出書類 下記ア～サからなる企画提案書
 - ア 企画提案書（様式3）
 - イ（該当者のみ）複数事業者による提案の事業者構成（様式3の2）
 - ウ 事業実施計画（様式4）及び添付書類

- エ 設計・施工費用、資金調達計画（様式5）
- オ その他の企画提案事項等（様式6）及び添付書類
- カ 誓約書（様式7）
- キ 法人登記事項証明書（原本）（履歴事項全部証明書：3か月以内のもの）
- ク 貸借対照表（直近3期）
- ケ 損益計算書（直近3期）
- コ 以下の納税証明書（原本）（直近事業年度）
 - （ア）法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）（税務署発行）
 - （イ）法人都道府県民税の納税証明書（各都道府県発行）
 - （ウ）法人市町村民税の納税証明書（各市町村発行）
- サ 事業報告書（直近事業年度）

※ウ～オの書類（添付書類を含む。）は、原則として20ページ以内に収めること。

※複数事業者で提案する場合、カ～サの書類は、すべての事業者が作成・提出すること。

（3）提出部数

- ア 上記（2）の書類 正本1部、副本15部（写し可）
 - ※原則としてA4判にしてファイルにとじ、提出すること。
- イ 上記（2）のデータを保存した電子媒体（CD-R） 1部

（4）提出方法

持参により提出（郵送、電子メール及びファクシミリ等での受付は行わない。）

（5）提出先

千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎4階
千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室
電話 043-245-5199

7 企画提案書の提出条件等

（1）複数事業者による提案

複数の事業者で提案する場合は、あらかじめ代表事業者を定め、代表事業者が応募及び事業に必要な諸手続きを行うこととする。なお、その場合は、原則として施設の管理運営等の主体を代表事業者に一元化することとする。

（2）応募資格要件

応募者は、次の資格要件をすべて満たさなければならない。なお、資格要件を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合がある。

ア 用地においてメガソーラー設置運営事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有し、かつ、日本国内に本社を有する法人であること。

イ 以下の（ア）から（ツ）のいずれにも該当しないこと。また、複数の事業者で提案する場合にあっては、それらの事業者すべてが以下に該当しないこと。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

（イ）手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

（ウ）企画提案書の提出日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

（エ）会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく

裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者

(オ)民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者

(カ)千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(キ)千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

(ク)千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていない者

(ケ)法人税等並びに消費税及び地方消費税を完納していない者

(コ)千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、企画提案書の受付開始日から審査結果の通知の日までの間に受けている者

(サ)役員等（法人の代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(シ)役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ス)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(セ)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ソ)役員等が、暴力団、暴力団員又は(サ)から(セ)に該当する法人等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する事業者は、失格とする。

ア 企画提案書に虚偽の記載をした者

イ 応募資格要件に適合していない者

ウ 本企画提案に関して、下記9（1）の専門委員会の委員と接触した者

(4) 企画提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する企画提案書の著作権は、応募者に帰属する。また、提出された書類は、本事業の選定に関わる公表以外に応募者に無断で使用しない。なお、提出された書類は、返却しない。

イ 企画提案書の変更禁止

企画提案書の提出後の変更、差替え又は再提出は認めない。

(5) 企画提案書に関するヒアリング

市は、企画提案書に関するヒアリングを実施することがある。

8 事業者の決定方法等

(1) 評価方法

市が設置する附属機関（蘇我地区メガソーラー設置運営事業者選定に関する専門委員会）が、書類審査を行った後、書類審査通過者によるプレゼンテーションを通じて企画提案の評価及び事業者

の選定を行う。市は、附属機関からの答申を受け、事業者を決定する。

(2) 評価基準

企画提案を評価する基準は、概ね次のとおりである。

評価項目	評価内容	評価点
事業の安定性	・ 企画力、技術力、資金力及び経営能力 ・ 事業収支計画の適切性 ・ 事業スケジュール・施工方法等の適切性	60点
地域活性化への貢献	・ 市内業者による設置運営 ・ 市内業者による施工・維持管理等 ・ その他地域活性化等に関する提案	40点

(3) 事業者の決定の通知方法

市は、応募者に対し書面により結果を通知するものとする。

なお、決定を受けた事業者が辞退又は決定を取り消された場合は、次順位の応募者に決定することとし、以降も同様とする。ただし、上記評価点が60点を下回った事業者は、決定の対象とならない。

(4) 協定の締結

決定を受けた事業者は、決定後速やかに、本募集要項及び企画提案内容に基づき市が提示する協定書に基づく協定を締結するものとする。

9 その他

(1) 協定及び用地の使用貸借契約の解除

ア 次に掲げる事項に該当した場合は、市は、協定及び用地の使用貸借契約を解除する場合がある。

この場合、事業者の責任と負担において用地を速やかに原状回復し、返還すること。

(ア) 事業者が、協定又は用地の使用貸借契約に定める事項を履行しないとき

(イ) 事業期間中、公用、公共用又は公益事業の用に供するため用地を必要とするとき

イ 事業期間中、メタンガス濃度が爆発限界を下回った場合は、市は、協定及び用地の使用貸借契約を解除する。この場合、事業者の責任と負担において用地を速やかに原状回復し、返還すること。

(2) 市からの提示書類、資料の取扱い

市が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(3) 本事業において使用する言語等

本事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法に定めるものとする。

(4) 企画提案に係る費用負担

事業者の企画提案に係る費用については、すべて事業者の負担とする。

【担当窓口】

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市環境局環境保全部環境保全課 温暖化対策室

電話 043-245-5199 FAX 043-245-5553
E-mail kankyohozen.ENP@city.chiba.lg.jp